(二)　収容定員が二〇〇人の場合

［略］

備考

一　［略］

二　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職短期大学等特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合

三　収容定員が二〇〇人の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学等特例割合を乗じて得た額とする。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

(二)　収容定員が二〇〇人の場合

［同上］

備考

一　［同上］

二　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

三　収容定員が二〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

附　則

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第二十七号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一　標準設置経費額（第一の一の(九)、第二の一、第三の一及び第四の一関係） 一　大学 (一)　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合 ［略］ 備考 一～五　［略］ 六　八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であって、大学設置基準別表第三のイ(2)の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職大学等特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合 イ　設備の整備に要する経費　専門職大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合	**別表第一**　標準設置経費額（第一の一の(九)、第二の一、第三の一及び第四の一関係） 一　大学 (一)　収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合 ［同上］ 備考 一～五　［同上］ 六　八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職大学特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合 イ　設備の整備に要する経費　専門職大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合